

生徒心得

I. 登校・下校

1. 生徒は午後5時までに下校のこと。
規定時間外に居残るものは事前に生徒保健部に申し出て許可をうけること。
2. 登校下校の際は、規定の昇降口より出入りのこと。延刻活動などで昇降口が閉まっている場合は、B棟の昇降口より下校すること。
3. 遅刻をした者は、遅刻カードに必要事項を記入し教科担当教諭にサインを受け担任に提出すること。
4. 欠席する際には、事前に学校に連絡し、その旨を伝えること。電話は8時30分以降、8時30分以前はFAX(03-3398-3746)まで。
5. 遅刻・欠席の際、事前にその理由が明らかな場合は生徒手帳の「連絡・諸届欄」を利用し前日までに担任に提出すること。
6. 欠課、早退の際は、必ず事前に「連絡・諸届欄」にその理由を明記の上、担任に届け出ること。
7. 自転車通学者は、自転車通学届を生徒保健部に提出の上、本校所定のステッカーを自転車につけること。登校に際しては所定の場所におくこと。

II. 服装

8. 衣服に関しては特に規定しないが、登下校時を問わず、場に応じたもっとも適正な身なりを整えるよう常に注意すること。

9. 冬季に於いては、コート、マフラー、手袋、帽子の使用は自由だが、教室内では、特に許された場合の外は使用しないこと。

10. 屋内においては所定の上履、体育館では体育館履きを着用すること。

Ⅲ. 校内生活

11. 身分証明書、生徒手帳は常に携帯すること。

12. 貴重品は常に身近に置くか、またはロッカーに入れ、必ず鍵をかけること。貴重品物品等を紛失したい、場合は直ちに担任及び生徒保健部に届け出ること。

13. 放課前、校外に出る際には必ず先生の許可を得る。

Ⅳ. 部活動

14. 定められた時間以外に部室に出入りしないこと。

15. 定められた時間外に活動する部は予め生徒保健部に届け出て許可を受けること。

16. 対外試合を行う場合には、対外試合許可願用紙に必要事項を記入し試合の3日前までに顧問及び生徒保健部の許可を得ること。

Ⅴ. 休日登校

17. 休日に許可を得ない登校は認めない。

18. 休日に登校して活動する場合は、3日前までに休日活動届を生徒保健部に提出し、許可を得ること。

授業がある土曜日の午後の残留もこれに準ずる。

19. 休日活動をする場合は、必ず顧問が付き添い、その指示に従うこと。

校庭、体育館を使用する場合は体育科、校舎を使用する場合は管理責任者に、3日前までに申し出て、許可を得ること。

20. 休日の活動時間

原則, 午前8時半から16時半までとする。

準備, 片付けは使用団体が責任を持って行う。その他, 全て付添顧問の指示に従い活動する。無届けの活動は一切認めない。

21. 授業がある土曜日の部活動は17時を下校時刻とする

VI. その他

22. 学校施設, 備品を破損した者, あるいはそれを発見した者はただちに生徒保健部に届け出ること。

23. 校内の放送・掲示・署名等に関しては, 規定に従い最高役員会・中央協議会又は生徒保健部に届け出ること。

24. 学友会活動に於いて本校職員以外の人を指導に依頼するときは予め顧問を通して生徒保健部の許可を得ること。

25. プールの使用については, 別に定めた規定を守ること。

26. 体育館, 校舎, プールは機械警備システムで管理されています。

定められた活動時間以外は無断で立ち入らない。また, 使用に際しては機械警備の解除を確認すること。

生徒保健部関係

届出の必要のあるもの一覧

- ①遅刻の場合は遅刻カードに教科担任からサインをもらい、担任に届出る。(事前にわかっている欠席等の連絡は、保護者から学校へ電話で、また、早退・欠課の場合は「諸届欄」に記入・押印の上、担任へ届け出る。)
- ②放課前に校外へ出るときも担任の許可が必要。
- ③宿泊を伴う旅行には旅行届を担任に提出する。
- ④部活動の際に届出るものには、休日登校願、校舎使用願、延刻願、特別活動届などがあり、各部の担当者がまとめて生徒保健部に出す。

風紀上守るべき約束事

- ①上履、体育館履、下足の区別をつける。
- ②遅刻をしない。(時間・期限を守る)
- ③校舎内、通路上で運動をしない。
- ④バイク通学は禁止する。
- ⑤アルバイト類は学校としては認めない。
- ⑥授業に必要なもの以外は、机上に置かない。